

石川県感染症発生動向調査におけるインフルエンザ警報について

1 概 要

石川県感染症発生動向調査によるインフルエンザ患者の定点当たりの報告数が、第4週（1月23日～29日）で47.42人（48定点医療機関、報告数2,276人）となり、第3週の25.63人（報告数1,230人）から更に増加し、警報の基準値（*）を越えたため、大きな流行の発生・継続が疑われます。

* 警報の基準値について

警報の基準値は、大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。

インフルエンザの流行発生警報の基準値（開始基準値）は30以上（定点医療機関あたり報告数）と国が定めています。

2 県の対応

市町、学校、高齢者施設、乳幼児施設、医療機関等に対し、以下の周知について協力を依頼

- ・ 定点当たりの患者報告数が30人を超え、大きな流行の発生・継続が疑われること
- ・ うがい、手洗い等の感染予防や咳エチケット等の感染拡大防止の励行
- ・ かぜ症状のある場合、救急病院ではなく、できるだけ最寄りの医療機関に早めに受診
- ・ A香港型が流行しており、乳幼児ではインフルエンザ脳症の恐れがあるほか、お年寄りには重症化しやすいため、注意が必要

(参 考)

全国の感染症発生動向調査におけるインフルエンザ患者の定点当たり報告数

平成24年第2週（1月 9日～15日） 7.33人

第3週（1月16日～22日） 22.73人

第4週（1月23日～29日） （未公表）